

## 第 1 1 回合併協議会協議事項

|            |                            |     |
|------------|----------------------------|-----|
| 協議案第 2 0 号 | 使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議） --  | P 1 |
| 協議案第 4 9 号 | 事務組織及び機構の取扱いについて -----     | P 2 |
| 協議案第 5 0 号 | 一般職の職員の身分の取扱いについて -----    | P 3 |
| 協議案第 5 1 号 | 特別職の職員の身分の取扱いについて -----    | P 4 |
| 協議案第 5 2 号 | 病院、診療所の取扱いについて -----       | P 5 |
| 協議案第 5 3 号 | その他福祉事業の取扱いについて -----      | P 6 |
| 協議案第 5 4 号 | ごみ収集運搬業務の取扱いについて -----     | P 7 |
| 協議案第 5 5 号 | 農林関係事業の取扱いについて -----       | P 8 |
| 協議案第 5 6 号 | 社会教育（生涯学習）事業の取扱いについて ----- | P 9 |

使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

使用料、手数料等の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年8月2日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

使用料、手数料等の取扱い

- 1．各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- 2．各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。
- 3．各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

事務組織及び機構の取扱い

合併後の事務組織及び機構については、市民サービスが低下しないように十分配慮し、次の事項を基本として整備する。

また、合併後においては、適宜、その組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正を図るものとする。

【基本事項】

- 1．市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- 2．市民の声を的確に反映することができる組織・機構
- 3．地域コミュニティの推進を図ることができる組織・機構
- 4．行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織・機構
- 5．簡素で効率的な組織・機構

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

一般職の職員の身分の取扱い

- 1．比内町及び田代町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2．職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3．職員の職名及び任用要件については、現行の大館市の制度に統一する。
- 4．職員の給与及びその他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

特別職の職員の身分の取扱い

- 1．大館市、比内町、田代町共に同種の附属機関が置かれている場合は、比内町及び田代町の委員については、新市に引き継がないものとする。ただし、合併後の当該附属機関の委員の構成については、比内町及び田代町の実情を十分に考慮して、適切な措置を講じるものとする。
- 2．比内町、田代町に置かれている附属機関で、大館市に同種のものがない場合は、必要に応じて当該附属機関を新市に引き継ぎ、委員の構成については、実情を考慮して適切な措置を講ずるものとする。

病院、診療所の取扱いについて

病院、診療所の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

病院、診療所の取扱い

- 1．病院事業の名称、診療科目及び病床数については、現行のとおりとする。  
ただし、扇田病院については、名称を大館市立扇田病院とし、一部診療科目については、機能分担を検討する。
- 2．使用料及び手数料に関する事項については、合併時に統一する。
- 3．救急病院に関する事項については、現行のとおりとする。
- 4．車両管理については、使用する病院で管理する。また、扇田病院の患者送迎バスについては、現行のとおりとする。
- 5．累積欠損金については、合併時までに解消する。
- 6．扇田病院の不良債務については、合併時までに解消する。
- 7．田代町診療所運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

その他福祉事業の取扱いについて

その他福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

その他福祉事業の取扱い

1. 福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、田代町総合福祉センターの利用料については、無料とする。
2. 老人保健福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
3. 老人福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 福祉部局所管施設管理については、現行のとおりとする。
5. 福祉施設管理運営委託については、現行のとおりとする。
6. 社会福祉事業団については、現行のとおりとする。
7. 福祉バスの運行については、合併時に再編する。
8. 戦没者追悼式等については、合併時に大館市の制度に統一する。
9. 福祉医療費単独拡大事業の対象者については、平成19年7月31日まで現行のとおりとし、平成19年8月1日から再編する。

ごみ収集運搬業務の取扱いについて

ごみ収集運搬業務の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

ごみ収集運搬業務の取扱い

- 1．廃棄物処理計画等については、合併時までに新計画を策定する。
- 2．一般廃棄物処理については、分別区分、収集運搬及び処分体制の調整を図り、合併時までに統一する。
- 3．ごみ集積所については、現行のとおりとする。
- 4．指定ごみ袋については、合併時に再編する。
- 5．し尿・浄化槽汚泥収集運搬については、現行のとおりとする。運搬料については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度に再編する。

農林関係事業の取扱いについて

農林関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成16年10月12日提出

大館市・田代町合併協議会  
会 長 小 畑 元

農林関係事業の取扱い

- 1．農業振興地域整備計画については、合併後に新たな計画を策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- 2．認定農業者等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準については、大館市の基準に統一する。
- 3．米の生産調整対策については、大館広域圏水田農業振興協議会を新市に引き継ぎ実施する。
- 4．農業総合指導センターについては、合併時に統合する。
- 5．農作物異常気象対策協議会については、合併時に統合する。
- 6．農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7．森林整備計画については、合併後に大館市の計画を変更することにより統合する。計画を統合するまでの間は、現計画を運用する。
- 8．大館市森林整備公社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9．緑化推進委員会・協議会については、合併時に統合するものとし、植樹祭については、現市町の持ち回り開催とする。
- 10．田代町町営牧場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 11．大館市コンポストセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

社会教育（生涯学習）事業の取扱いについて

社会教育（生涯学習）事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める。

平成 16 年 10 月 12 日提出

大館市・比内町・田代町  
合併協議会  
会 長 小 畑 元

社会教育（生涯学習）事業の取扱い

- 1．社会教育振興計画については、合併時に再編する。ただし、平成 18 年度から始まる 5 力年の中期計画については、合併後に策定する。
- 2．成人式については、合併時に再編する。
- 3．図書館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4．図書館協議会については、合併時に統合する。
- 5．生涯学習フェスティバルについては、合併時に再編する。ただし、再編できない事業については、地区公民館事業として継続する。
- 6．公民館運営管理業務については、比内町公民館及び田代町公民館を地区公民館とし、それぞれの分館は現行のとおりとする。ただし、業務内容については、合併時に大館市の制度に統一する。
- 7．公民館主催事業・開催業務については、現行のとおりとする。
- 8．出前講座については、合併時に統一する。
- 9．各種スポーツ大会については、当分の間、現行のとおりとする。
- 10．スポーツ教室、講習会については、当分の間、現行のとおりとする。